

第488回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲夫
(2) 発送年月日 令和4年7月26日(火曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和4年8月3日(木曜日)
午後2時
- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一會議室
仙台地方振興事務所水産漁港部 2階會議室
水産技術総合センター 視聴覚室
気仙沼合同庁舎 応接室

議題

審議事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について
(2) あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置(案)等について

協議事項

知事許可漁業の起業の許可に関する取扱いについて

その他

出席委員

会長	關 哲夫(県庁)	委員	伊藤 新造(塩釜会場)
会長代理	岩沼 徳衛(県庁)	"	千葉 富夫(石巻会場)
"	鈴木 政志(塩釜会場)	"	平井 光行(県庁)
委員	高橋 平勝(県庁)	"	尾定 誠(県庁)
"	高橋 一郎(気仙沼会場)	"	館田 あゆみ(県庁)
"	大江 清明(石巻会場)	"	石森 裕治(石巻会場)
"	鈴木 章登(気仙沼会場)	"	木村 千之(石巻会場)

欠席委員

委 員 菊 田 守 (気仙沼会場)

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

それでは、ただいまより第488回宮城県海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEB会議での開催となっております。

委員御発言の際には、スピーカーの操作等を行いますので、各会場で御対応をよろしくお願ひいたします。

本日の委員の出席状況につきましては、県庁6名、気仙沼会場2名、石巻会場3名、塩釜会場3名、計14名の方が御出席いただいておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げいたします。

それでは開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

配付資料には、右上に番号振っておりますので、御確認願います。

まず、資料1といたしまして、審議事項(1)「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について」、資料2といたしまして、審議事項(2)「あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置(案)について」、資料3といたしまして、協議事項「知事許可漁業の起業の認可に係る取扱いについて」、次第には記載しておりませんが、その他といたしまして、「全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の開催方法について」、以上4種類の資料となっております。確認いただきまして、不足等ありましたら、事務局もしくはお近くの県当局の職員にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

6番の高橋（一）委員、14番の石森委員に本日の議事録署名委員を指名いたします。
よろしくお願ひします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますのでよろしくお願ひします。

【審議事項】

○關会長

審議事項（1）「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。阿部事務局長お願いします。

○事務局 阿部事務局長

審議事項（1）「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）」につきまして、経過等を含めまして御説明申し上げます。

秋さけ固定式刺し網漁業につきましては、さけの母川帰属をめぐる漁業調整課題があるということから、秋さけ関係道県とさけ増殖団体等で組織されてございます。国の秋さけ資源管理調整協議会によりまして、管理されてございます。本県では、平成8年度から海区漁業調整委員会の届出漁業として、さらに平成17年度からは承認漁業に移行しまして、その中で、操業区域、操業期間、隻数、操業実績等を管理するなど、一定のルールのもと操業が行われてきてございます。今年度につきましても、引き続き、海区漁業調整委員会の指示に基づきます承認漁業として、操業秩序の維持を図ってまいりたいと考えております。

本日は、昨年度の漁獲実績と今年度の承認取扱方針、委員会指示の内容につきまして御審議いただくものでございます。詳細につきましては、担当から御説明申し上げます。

○關会長

はい、菅原さんですか。お願ひします。

○事務局 菅原技師

資料1、審議事項（1）でございますけれども、「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ、1. 経過でございますけども、先ほど事務局長から御説明ありましたとおり、本県、秋さけを対象とする漁業につきましては、さけの帰属を巡る漁業調整課題があることから、国の秋さけ資源管理調整協議会というものがございまして、そちらで管理されております。本県で行われている秋さけ固定式刺し網漁業につきましては、安定した漁獲、適正な管理を目的といたしまして、平成8年度から海区の届出漁業、平成17年度から同委員会指示に基づきます承認漁業に移行いたしまして、現在に至っているところでございます。下に移りまして、令和3年度の承認状況でございますけれども、令和3年度は承認隻数を上限144隻としてございますけども、昨年度、5隻の方が未申請であったことから、139隻を承認したところでございます。3. 漁獲量

でございますけども、こちらは別紙のとおりと記載されておりますので、後ほど、御説明させていただければと思います。次に、4. 令和4年度漁期に向けた取扱でございますけども、令和3年度からの取扱として変更はございません。ただ、令和4年度の上限隻数でございますけども、139隻を上限といたしまして、運用してまいりたいと考えてございます。

一番下の5. 新規承認枠の考え方でございますけども、令和3年度は、承認実績139隻となってございまして、そのうち3年中2年ということで、3年のうち2年間実績あるものを継続承認として考えてございまして、そこに該当しないものを新規枠とするといったような考え方でこれまで新規枠を設定してございます。そのため、今回継続承認につきましては128隻、新規承認につきましては11隻、合わせて139隻を上限といたしまして、今回の承認枠として考えてございます。1枚おめくりください。2ページでございますけども、こちら秋さけ固定式刺し網漁業の承認の一覧表となってございまして、昨年度、令和3年度の承認状況等を載せてございます。こちら後ほど、御確認いただければと思います。

次に、3ページ目になりますけれども、こちら今年度の秋さけ固定式刺し網漁業の承認日程案となってございまして、先ほども御説明しましたとおり、国の秋さけ資源管理調整協議会によって、管理されてございまして、こちら先日、令和4年7月28日にWEB会議でございますけども、開催されてございまして、今年度の方針、昨年度の実績を説明いたしまして、了承をいただいているものとなってございます。本日、海区委員会で委員会指示内容について審議を行い、承認がいただければ、令和4年8月9日になりますけども、委員会指示を発動いたしまして、申請受付期間を指示発動日の翌日ということで、8月10日から8月24日までを申請受付期間といたしまして、受付をいたします。次に、次の令和4年9月の委員会で新規着業希望者等の承認について御審議をいただきまして、9月25日操業開始といったスケジュールで考えてございます。

1枚おめくりください。4ページでございますけども、令和3年漁期における秋さけの操業状況についてということで記載してございますけれども、一番上（1）本県の秋さけ漁業種類別の漁獲量を載せてございます。一番右側のR3と記載された部分が、昨年度の状況となってございまして、刺網漁業につきましては3,408尾、金額につきましては、約870万、海面合計といたしましては、数量約26,000尾、金額といたしましては約8,300万円となっているところでございます。

次に、5ページでございますけれども、こちら（2）上の部分でございますが、秋さけ固定式刺し網漁業の承認隻数と着業隻数の推移でございますけども、こちら一番右側でございますけど、昨年度の着業状況となってございまして、承認隻数は先ほども御説明しましたとおり139隻となってございまして、着業隻数といたしましては84隻、着業割合としては約6割となっているところでございます。

1枚おめくりください。こちら6ページでございますけども、令和4年度の秋さけ固定式刺し網漁業の承認取扱方針となってございまして、1. 承認隻数及び新規承認隻数でございますけども、先ほど御説明いたしましたとおり承認隻数は139隻、新規を11隻以内と考えてございます。2. 新規承認者の取り扱いということで、（1）新規申請の対象者

ということで、令和4年度から新規に着業しようとする者。（2）といたしまして、令和2年度以前に届出した者、または承認された者であって、かつ、令和3年度に承認を受けていない者が対象となってございます。

2番といたしまして、その新規承認の選定でございますけれども、①優先順位1ということで、漁船漁業専業者であること。②といたしまして、優先順位2を漁業後継者であること、若者が優先するといった考え方となってございます。

次に、7ページでございますけれども、こちら参考といたしまして承認の対象者を参考として載せてございます。

1番、令和3年度承認証の交付を受け、県内の市場に水揚げした実績を有するものと、2番といたしまして、1番のところに該当しない者のうち、（1）といたしまして、令和元年度、令和2年度に承認証の交付を受けまして、いずれの年度においても水揚実績を有する者。こちらが先ほど御説明いたしました3年中2年の実績がある者。

（2）といたしまして、令和2年度に新規に承認証の交付を受けた者でございまして、令和2年度に水揚げ実績を有する者。これが2年間中1年間実績がある者。

（3）といたしましては、昨年度に新規承認を受けた者。1年目の者ということで、こちらを対象者としてございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページでございますけれども、こちら令和4年度の秋さけ固定式刺し網漁業の新規承認選定に係る抽選要領となってございますけれども、こちら新規枠を超えた際に、要するに基本的には優先順位をつけますが、順位が同一となってしまう場合に使用するものとなってございます。こちら後ほど、御確認いただければと思います。

9ページでございますけれども、秋さけ固定式刺し網漁業の委員会指示の新旧対照表を載せてございます。

9ページから12ページまで新旧対照表を載せてございまして、昨年度と比較して主な変更点といたしましては、委員会指示の発動日、年度の変更であったり、承認隻数などとなってございます。

資料飛びますけれども、13ページ以降、13ページから17ページまでございますけれども、こちら委員会指示といたしまして、公報に登載する原案を縦書きに示したものとなってございます。

18ページ以降につきましては、こちらが秋さけ固定式刺し網漁業に係る申請書の様式をつけてございます。簡単ではございますけども、説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○關会長

はい、ありがとうございました。事務局から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ありましたら、御発言願います。

なお、発言に対しましては、挙手のうえ議長の指名を終えてから、番号及び氏名を述べ、御発言願います。

どなたか質問ございませんか。他の会場の方、いらっしゃいませんか。

平井委員、お願いします。

○平井委員

まず、御提案がある承認予定隻数とか、決め方については異論なく賛成であります。まず、意見です。それから、質問ですけども、5ページの承認隻数と着業隻数というところで、トレンドとしては右下がりになっているんですけども、その着業割合というのは大きく振れています、昨年度は60%ということで去年は低いように見受けますけども、この主な原因というのは不漁だから、操業に出ないということが一番大きな理由なんですか。もう少し詳しい理由等がわかつてれば教えていただければと思います。以上です。

○關会長

どなたお答え。菅原さんお願いします。

○事務局 菅原技師

令和3年度の着業割合の御質問だったかと思いますけれども、説明が簡単で申し訳ございませんでした。昨年度の着業隻数84隻でございますけれども、昨年度、出漁したけれども、漁獲がなかったという方もおりますし、また、漁獲が少なかったという方がいたというのが、実績を確認した内容となってございます。以上です。

○關会長

平井委員よろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

他にございませんか。気仙沼の高橋委員さんですね。

○高橋（一）委員

7ページの承認対象者ですが、実績とあります、実績の判断というのはどういう形で確認しておりますか。

○關会長

菅原さんかな、お答えください。

○事務局 菅原技師

実績の確認でございますけども、こちら県内の魚市場の仕切書を実績の方につけてもらっております、そちらを確認しております。以上です。

○關会長

高橋さんよろしいですか。お分かりいただけましたか。よろしいですか。

○高橋（一）委員

実績ですからそれなりに漁業をしていると思いますが、だいだい着業の方々はどのぐら
いの実績を持っているんですか。漁獲状況が少ない方は実績にどれくらい反映されている
のですか。個人的なものはわかりますか。

○關会長

数的な実績はおわかりかという質問ですが、菅原さんでよろしいですか。
芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

昨年の漁獲成績報告書ですが、整理いたしますと、やはり操業したもののが水揚げゼロと
いう方も確かにいました。1番多く取られた方で約500キロ、水揚げ金額として、
60万円というのは一番漁獲の多かった人となります。一概に比較はできないのですが、
ピーク時と比較すると10分の1というようなレベルになっているのかなと思います。
あとは漁獲量の減少の部分に関しましては、着業日数の方も着業船は84隻ありますが、
そのうち10日間以上操業した隻数は6隻しかありませんので、期待を込めて着業をした
ものの漁獲が芳しくなく、別な漁に切り替えたというような結果が昨年はありました。以
上です。

○關会長

はい。大分ひどい状況ですが、高橋委員、よろしいですか。

○高橋（一）委員

はい。

○關会長

他の会場の方はよろしいですか。質問ございませんでしょうか。

なければ、「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」は、審
議の結果、承認隻数の上限を139隻、新規承認隻数を11隻以内とし、指示を発動する
ことに、御異議ございませんでしょうか。

賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。

○各委員

異議なし。

○關会長

全員の挙手を確認いたしました。

ありがとうございます。よって、異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動するこ
とに決定いたします。

事務局は公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項（2）「あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明願います。阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項（2）「あわび漁業及びさより機船船引き網漁業の制限措置（案）等について」御説明いたします。

令和2年12月1日に施行されました改正漁業法によりまして、知事許可漁業につきましては、大臣漁業の許可の規定に準じまして、新たな許可手続き等が規定されました。

許可の内容として、制限措置を定め、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示することとなってございます。

本日は、漁業第58条において準用いたします同法第42条第3項及び第5項の規定に基づき、11月1日から漁業時期を迎えます、あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の許可に係る制限措置の内容等について、御審議いただくものでございます。

なお、本漁業につきましては、昨年8月の委員会におきまして、制限措置の御審議をいたしておりますが、許可の有効期間が1年間ということになってございますので、令和4年の許可について、今回、改めて御審議いただくものでございます。

詳細につきましては、担当から御説明申し上げます。

○關会長

阿部技術主任主査、お願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から、審議事項（2）「あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」、資料2を用いて説明させていただきます。

1枚おめくりをお願いいたします。1ページ目ですが、こちらが漁業法に基づく海区漁業調整委員会宛ての県からの諮問文書の写しとなっております。

続きまして、2ページの方を御覧願います。2ページ目、3ページ目でございますが、こちらがあわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置となっておりまして、2ページ目があわび漁業、3ページ目がさより機船船びき網漁業となっております。こちらの内容については、後ほど、説明させていただきます。

次に、4ページの方を御覧ください。まず、あわび漁業の概要でございますが、あわび漁業とは潜水器漁業以外の方法によりまして、あわびを採捕の目的として営む漁業でありまして、共同漁業権の組合員行使権に基づく漁業以外のものを知事許可漁業として扱っております。許可の実態としましては、漁協支所間で他の地区の共同漁業権の区域内に入漁する場合に支所間で協定を交わしまして、定められた入漁者に許可しているものという形になっております。

2の許可制に係る経緯といたしましては、平成20年にうに漁業とともに、密漁対策の一環で知事許可制となりまして、共同漁業権の区域以外では許可をしないこととしまして、無許可操業に対する罰則が強化されたという経過がございます。3の漁業の状況について、

こちらは表がございますが、まず、今回、御審議いただきたい制限措置、右側の表でございますが、こちらの②と③に記載の部分となっております。まず、②ですが、こちらは気仙沼地区支所の鹿折地区の方が、大島の共第102号に入漁するものとなっております。次に、③でございますが、こちらは気仙沼地区支所の階上地区の方が大谷本吉の共第106号のうち、別途で定める区域に入漁するものという形になってございます。

次に、5ページを御覧ください。4にあわびの水揚げの統計のグラフがございますが、こちらは参考としまして、宮城県のあわびの統計を載せております。

次に、5の許可の概要ですが、(1)にあります許可の対象としまして、漁業を営む者の資格でございますが、こちらは操業区域に係る第一種共同漁業権の免許を受けている漁協から同意を得たものとしております。また、(2)の操業区域につきましても、同様に漁協の同意を得た区域としてございます。次に、(3)の漁業時期でございますが、あわびにつきましては、県の漁業調整規則で3月から10月末までを禁止期間としておりますので、11月1日から2月末までの期間で設定しております。次に、6の許可をすべき漁業者の数ですが、まず(1)の許可件数の推移といたしましては、震災前は200件以上ございましたが、近年は100件を切っている状況となっております。また、(2)の許可等をすべき漁業者の数としましては、こちら共同漁業権の区域内で、組合管理のもとで、支所間の合意の上で入漁を受け入れており、それに対して許可を出すものですので、定めなしとしております。

次に、6ページを御覧願います。続きまして、さより機船船びき網漁業の概要について、説明させていただきます。まず、1の漁業の概要ですが、さより機船船びき網漁業は、本県沿岸域において、11月から翌年3月までさよりを漁獲対象として、船びき網を用いて2隻の漁船が組になって操業する漁業ということになっておりまして、許可は1隻ずつ出しますが、2隻で1か統となりまして、一緒に操業しているものとなっております。2の許可制に係る主な経緯でございますが、こちらは昭和42年に許可取扱方針を制定しまして、許可制となり現在に至っているという状況となっております。次に、3の水揚状況ですが、さよりにつきましては、国の全国的な統計がありませんので、石川県の資料を載せておりますが、石川県が平成12年に行った研究によると、1,129から1,406トンと集計されております。また、下の方にグラフをつけておりますが、左側が築地・豊洲市場の取扱実績となっておりまして、棒グラフにありますように平成19年までは200トン以上ございましたが、その後は減少傾向にあります。令和元年以降は100トンを切っているという状況です。一方、本県の実績ですが、こちらは右のグラフにございますが、棒グラフが漁獲量となっておりまして、折れ線グラフが平均単価となっておりますが、平成28、29年に5トンまで減少しましたが、平成30年以降は水揚げが増加しております。近年は25トン前後となっておりまして、単価も2,000円を超えている状況となっております。

続きまして、7ページの方を御覧ください。4のさより資源についてですが、さよりは表層を遊泳する内湾性の回遊魚となっておりまして、春から初夏にかけて産卵し、寿命は2年というふうに考えられております。国の資源評価ですけれども、令和3年度の資源評価では太平洋北部の水準は低位、資源動向は横ばいといった形で判断されてございます。

また、(2)の漁業者による自管理につきまして、こちらは、県内の漁業者組織といた

しまして、県小型漁船漁業部会の中に、さより機船船びき網漁業委員会がありまして、こちらで漁期ごとに自主調整方針を策定し、きめ細かなルールを定めて操業しているという状況となっております。次に、5の許可の概要ですが、制限措置につきましては、まず、操業区域といたしまして、(1)から(6)を除く宮城県沖合海面としておりまして、次に漁業時期につきましては11月1日から翌年3月31日まで、船舶の総トン数としましては15トン未満、また、許可すべき船舶の数としては78隻としております。こちらの隻数の設定につきましては、後ほど、説明させていただきます。ページの下にあります許可の有効期間ですが、1年としてございます。

次に、8ページを御覧願います。許可の条件(3)に記載しておりますが、こちらで、小型定置網の敷設位置から400メートル以内の区域の操業禁止ですか、養殖施設の敷設位置から200メートル以内での操業禁止、また、漁具の着底禁止といった条件がございます。

次に、6番、許可の対象といたしまして、こちらは先ほどの許可する隻数の考え方となっておりますが、まず、許可枠の設定につきましては、平成30年漁期より、震災による形態ですとか、漁船の減少を踏まえまして、震災前の許可隻数である100隻を上限といたしまして、当面は許可枠の上限の8割となる80隻で運用することとしております。

また、漁業許可処分取扱要領によりまして、宮城県小型漁船漁業部会が許可隻数を取りまとめ、県に提出いたしまして、これを受け、県は提出された許可希望隻数を踏まえ、海区漁業調整委員会へ諮問するための公示枠の案を設定するといった流れとなっております。今漁期につきましては、78隻の希望があったという形になっております。次に(2)の許可等をすべき船舶との数ですが、①に許可隻数の推移と着業状況ということで過去6年分を参考として載せてございます。次に、②の許可すべき船舶等の数、公示枠となっておりますが、こちらは県といたしまして春漁をはじめ、本県の沿岸漁船漁業の不漁が深刻な中、本漁業が平成30年以降、着業隻数を増やし、また、水揚げも増えておりますので、今後も1年許可として、漁期ごとに資源動向ですか、漁獲の状況の確認を行う必要はありますが、不漁対策の一つとなり得る漁業と考えられますので、県小型漁船漁業部会のさより委員会が取りまとめました78隻という形で考えてございます。

次に、2ページの方、お戻り願います。2ページ目、3ページ目ですが、本日、御審議いただく内容となっておりまして、許可受付にあたって公示する案となっております。

まず、あわび漁ですが、ただいま説明いたしました内容を踏まえまして、あわび漁業の制限措置としまして、操業区域は、先ほど説明いたしました2か所の区域で、許可すべき漁業者の数を定めなしという形にしております。また、2ページ下の方にあります、許可を申請すべき期間としまして、令和4年10月3日から令和5年1月31日までとしてございます。

次に3ページ、さより機船船びき網漁業ですが、こちらの制限措置につきましては、表の右から2つ目の許可すべき船舶の数ですが、先ほど説明申し上げましたとおり、78隻という形にしております。また、ページの下の方ですが、許可を申請すべき期間といたしまして、令和4年9月16日から令和4年10月17日までとしてございます。説明については以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○關会長

どうもありがとうございました。

県から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら発言願います。なお、発言に対しましては、同じように挙手の上、議長の指名を得てから、番号及び氏名を述べて御発言願います。

御質問ありませんか。他の会場の方、よろしいですか。どなたもございませんか。

塩釜の鈴木さん。どうぞ。

○鈴木会長代理

さよりの件なんですけれども、いかだの中を操業しているみたいな操業区域の違反があった場合、県の方でしっかりと確認してそれなりの罰則などもあるんですかね。

○關会長

確認されている内容は何かがちょっと聞き取れなかつたんですが、県が内容を確認しているかという質問のようですが、聞き取れましたですか。阿部さん。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

ただいま鈴木会長代理から御質問ありました、いかだの中を操業されていることについて、県としてどう考えているかということでございますが、昨年も似たような実態が県の方に報告されたということがありまして、こちらは許可の条件に触れるものとなっておりますので、県としてもこちらはよろしくないというふうに考えておりまして、宮城県漁協が事務局を持っておりますより委員会を通じて、漁業のルールを皆さんの方でまずは徹底して操業していただくというものが重要なと考えております。

それでもどうにもならないという場合がありましたら、県の取締船ですか、そういうった部分で取締まりになりますが、そういったものも必要に応じてしていく必要があるというふうに考えております。

○鈴木会長代理

今、水産業振興課さんの方から、まず、事務局から指導いただいて、駄目なら取締船等も検討するということだったんですけども、これに関しての御質問は、知事許可漁業として行っているので、もっと県として、しっかりと対応した方がいいのではないかという御質問でした。

○關会長

どなたお答えになりますか。阿部さんよろしくお願ひします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

今、委員の方からも、そういった県の方の関与というのが重要というコメントいただきましたので、県の方も、それに対応するような形で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○關会長

取り組んでいただけるそうですので、鈴木さんよろしいでしょうか。

○鈴木会長代理

はい。

○關会長

他にございませんか。

やっぱり、この距離の関係で去年も質問あったんですけど、県では、今年度はさらに踏み込んで対応してまいりることですので、よろしくお願ひします。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、県から諮問のあった「あわび漁業及びさより機船舶びき網漁業の制限措置(案)等について」は、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。

○各委員

異議なし。

○關会長

全員確認いたしました。

ありがとうございます。よって異議なしと認め、令和4年7月29日付け水振第365号により諮問のあったことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

-----審議事項終了-----

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に移ります。

協議事項「知事許可漁業の起業の認可に係る取扱いについて」を上程いたします。県から説明をお願いします。はい、阿部さん。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

協議事項「知事許可漁業の起業の認可に係る取扱いについて」資料3を用いて、説明させていただきます。1ページおめくり願います。知事許可漁業の起業の認可に関する取扱いといたしまして、まず、1. 概要といたしましては、起業の認可の期間等について、取り扱いを定めるものとなっております。中段に起業の認可のイメージを載せておりますので御覧ください。

まず、通常の許可の流れとなります。こちら一番左にあります制限措置等の公示を行いますと、上方の矢印にありますように、約1か月間の受付期間中に許可を希望する漁

業者から申請がありまして、適格性の確認で問題がなければ、許可証が発行されるという流れとなっておりますが、グレーの網掛けの中にありますように、これから起業を検討している場合ですとか、事故で船舶を滅失して、今、船がない状態といったこういった場合は、船舶の入手に時間を要しますので、公示期間中に許可の申請ができないといった状況が発生してしまいます。こうした漁業者の負担を軽減する仕組みが認可となっております。

具体的には、下の方の認可の流れにありますように、制限措置の公示が行われますと、船舶を所有していない場合でも、認可の申請を行っていただきまして、適格性の問題がなければ認可を受けることができます。

その後、船舶を取得した後に、許可の申請を行っていただきまして、問題がなければ、許可証の交付を受けることができる仕組みとなっておりまして、漁船を持っていない漁業者としましては、許可を受けられるかどうか分からぬ状況で、船の取得に多額の資本を投入することは負担が大きいですので、船舶がなくても公示の際に認可を受けていただくことで、その後、船舶を取得すれば、許可を受けられるということを保障することで、漁業者の負担を軽減する制度となってございます。

次に、ページの下の2にあります起業の認可に関する取り扱い案についてですが、まず、(1) 起業の認可の期間についてですが、認可の期間は1年以内とするとしております。

また、やむを得ない理由があると認められる場合は、1年以内を限度に期間の延長を認めることとしております。

(2) のイに、やむを得ない理由についてということで記載ありますが、本人が予測し得ない特殊な事情等により、許可の申請ができなかつた場合ですとか、漁獲可能量の管理ですとか、資源状態の回復、漁獲努力量の抑制を図る目的といった資源回復の観点から新船建造など控えている場合という形で整理しております、上のポツにあります本人が予測し得ない特殊な事情としましては、例えば、不慮の事故で船舶の完成が遅れてしまっている場合ですとか、売買契約をした船舶が滅失、沈没してしまった場合、さらには、東日本大震災で船舶を滅失した方で、経営上の理由で船舶の入手に時間を要している場合、こういった事例を想定してございます。

実際に今、造船所が混み合っていてなかなか船舶の建造まで時間を要しているという実例もございますので、こういった方々を対象に認可で、いずれ許可につなぐというような仕組みとなっております。

次に、2ページを御覧ください。ただいま申し上げました認可の期間の延長のイメージをイラストで載せておりますのでこちらを御覧ください。

まず①といたしまして、認可の期間内に船舶を取得できれば、許可を申請することによって許可を受けられますが、次の②にありますように、認可の期間内に船舶を取得できない場合は、許可を申請できませんので、そのままでは認可の失効となってしまいますが、先ほど申し上げましたようなやむを得ない理由がある場合は、③にありますように認可の延長を申請することでさらに認可の延長を認めるという形となってございます。

参考まで3ページの方に、ただいま説明いたしました起業の認可の期間等について、運用するための取扱要領（案）を載せてございます。

こちらの要領に記載の部分ですが、先ほど申し上げました部分が主に記載されていると

いう形になっております。

こちらの要領によりまして、今後、起業の認可の運用をしてまいりたいというふうに考えております。説明は以上となります。

○關会長

県から説明終わりましたので、質疑に入ります。

同様に御質問等ございましたら、発言の挙手の上、議長の指名を得てからお願ひします。質問等ございませんか。

それでは私から1つ、これは今までこういう事例はなかったように思うんですが、どうしてこういうことが発生したのでしょうか。

はい。阿部さん、お願ひします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

今まで事例がなかったということですが、漁業法が改正される前については、認可というものは基本的に皆さん認可の期間が切れてしまうといった場合、そのまま継続していただくという形になっていたんですけども、漁業法が変わりまして、国の方でも、この認可の取り扱いというもののが運用を変えておりまして、認可の延長希望される場合は、そういったちゃんとした理由があるか、申請書によって、その理由を提示していただきまして、やむを得ない理由が認められる場合は、認可を延長しましょうという形に整理されまして、これに倣って、宮城県の方でも同じような取り扱いを定めるといったような形となっております。

○關会長

つまりあれですか、新しい漁業法の中での期日が定められてしまったために、それに間に合わない場合を助けようとする制度なんですね。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

すいません、ちょっと説明が不足しており申し訳なかったんですけども、もともと認可も県が定める期間という形で期間は設けていたんですけども、その取り扱いの部分が、まだ整理されていなかったということで、国の方はもう漁業法の改正にあわせまして、そういう取り扱いを定めていたんですけども、宮城では漁業調整規則で知事が定める期間という形には、文章上落とし込んでいたんですけども、まだそれを要領として定めていなかったので、規則を補足するものとして、今回作ったという形になっております。

○關会長

はい、ありがとうございました。

どうやら漁業の皆さんを助けようとする制度のようですので、これはいいなと思いました。他にございませんでしょうか。

よろしいですか。

なければ、協議事項「知事許可漁業の起業の認可に係る取り扱いについて」はこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【その他】

○關会長

次にその他に移ります。

事務局からお願いします。

はい、千葉さん。

○事務局 千葉主査

私の方から、次第の方には載っていないんですけども、お配りしております両面印刷の1枚紙ですかね、そちらを用いまして、御報告させていただければと思います。

全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の開催方法及び令和5年度総会に向けた要望事項についてということで、神奈川海区の方から照会の文書の方が来ておりまして、例年、10月から11月ぐらいに東日本ブロック会議の方が開催されているんですけども、その開催方法について、新型コロナウイルス感染症の関係によりまして、どういった方法で開催すべきかということを各海区事務局の方に照会がきまして、そのアンケートがきておりましたので、回答ということで裏面の方を見ていただければと思うんですけども、希望する開催方法に丸をつけてくださいということで、こちらの方でアの方に最小限の議題・人数とした上で対面での開催を希望ということで回答させていただく予定でおったんですけども、一応その下の方に四角の方で囲ってあるところなんですねけれども、開催時期は11月上旬頃ということで、開催場所は横浜市内のホテル等で、開催内容は東日本ブロック会議のみということ、講演会や情報交換会、現地視察などは中止、出席者として、各海区の代表委員、事務局1名、各水産部局1名ということで、内容の方ですね、こちらでやる予定というふうな形で来ているんですけども、一応、会長と御相談させていただきまして、アの方で報告アンケートを回答させていただくということで、御報告させていただければと思いました。以上です。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

私、相談を受けてこれに賛同したので、そういう報告でございます。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

その他、何かございませんでしょうか。

佐藤課長、お願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

冒頭の会長の御挨拶の中で、銀ざけの水揚げ関係で、取りまとめ中という御説明がござ

いましたが、暫定値で報告が上がっておりますので御紹介をさせていただきます。

ちょっと丸めた数字になりますけれども、今シーズンの銀ざけ、先ほど会長お話したとおり7月27日で終了いたしました。数量は約16,460トン、これが前年比ですと、104%になります。金額が約120億4,000万円。これが前年比ですと、135%になります。単価は731円、130%というふうな状況になってございます。水揚げが100億を超えたというのは平成4年以来でございますので、30年ぶりというふうなことになります。今のところの理由ですけれども、先ほど会長お話したように、確かにそのブランド化の取り組みというのも一つの原因というふうに考えてございますが、やはり大きいのはそのウクライナ情勢ですとか、ロシア区域を飛べないということで、やはりそのヨーロッパ方面、特にノルウェーとかからの輸入単価が上がる或いはその円安もここまで進んできますと、なかなかその国内の魚に引き合いが強くなるというふうな状況であったんだろうというふうに考えてございます。ただ一方で、同じような理由で、餌の価格も相当上昇してございます。メインは魚粉ですので、チリのいわしということになるんですが、やはりこれら魚粉の価格も相当上がっておりましますし、今シーズンはこれで終わりましたが、秋からの次のシーズンは、おそらく今度は稚魚代も稚魚も餌を食べて育っていますので、稚魚代も上がるだろう、運賃も上がるだろうということで、必ずしもこういった金額の上昇分がそのまま漁業者の方々の収入増になっているかというと、そのところはこれからも注視しなければならないなというふうに考えてございます。一応、暫定値ということでございますが、会長からの御挨拶にありましたので、御報告をさせていただきます。

○關会長

はい、ありがとうございました。

120億はびっくりしました。岩手県のさけ漁業が隆盛だったころは、全部で100億なんですよ。それを超える売り上げということですので、後のいろんな問題もあるようですが、こういう数値がさらに伸びていくことを期待したいと思います。本当にどうもありがとうございました。

事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について、お願いしたいと思います。

○事務局 高橋総括次長

それでは事務局から次回の開催日時について、連絡させていただきます。次回は9月9日（金）、午後2時から場所は県庁11階の第二会議室において開催を予定しております。

ただし、新型コロナウィルス感染症拡大の状況によっては、次回も今回と同じようなWEB会議で開催させていただく可能性がありますので、御承知のほどお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

かたくちいわし（しらす） 1 そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等について

協議事項

知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて

報告事項

(1) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

(2) 令和5年度漁業権一斉切替にむけて

(3) 沿岸春漁の操業状況について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長

關哲太

署名委員

高橋一郎

署名委員

石森俊治

書記

清尾上留子